

# 有機溶剤

有機溶剤を取扱う業務においては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業主任者は作業に従事する労働者の指揮、監督等を行うこととなっています。

(法第14条、令第6条、別表第18)

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識	4	13
作業環境の改善方法に関する知識	4	
保護具に関する知識	2	
関係法令	2	
修了試験	1	

※下記の一覧表中、赤字表示部分が削除されました。

クロロホルムほか9物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます。

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン  
ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン  
テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン  
※これらの10物質を「クロロホルムほか9物質」といいます。

但し、作業主任者の選任は「有機溶剤作業主任者技能講習」修了者から選任することになります。

(改正政省令・告示は、平成26年11月1日から施行・適用します。)(一部に経過措置があります)

詳細資料は厚生労働省ホームページより確認下さい。

問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署におねがいします。

## 有機溶剤

第1種有機溶剤	第2種有機溶剤		第3種有機溶剤
1 削除(クロロホルム)	1 アセトン	19 酢酸プロピル	1 ガソリン
2 削除(四塩化炭素)	2 イソブチルアルコール	20 酢酸ペンチル	2 コールタールナフサ
3 削除(1,2-ジクロロエタン)	3 イソプロピルアルコール	21 酢酸メチル	3 石油エーテル
4 1,2-ジクロロエチレン	4 イソペンチルアルコール	22 シクロヘキサノール	4 石油ナフサ
5 削除(1,1,2,2-テトラクロロエタン)	5 エチルエーテル	23 シクロヘキサノン	5 石油ベンジン
6 削除(トリクロロエチレン)	6 エチレングリコールモノエチルエーテル	24 削除(1,4-ジオキサン)	6 テレピン油
7 二硫化炭素	7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	25 削除(ジクロロメタン)	7 ミネラルスピリット
	8 エチレングリコールモノブチルエーテル	26 N,N-ジメチルホルムアミド	
	9 エチレングリコールモノメチルエーテル	27 削除(スチレン)	
	10 オルトジクロロベンゼン	28 削除(テトラクロロエチレン)	
	11 キシレン	29 テトラヒドロフラン	
	12 クレゾール	30 1,1,1-トリクロロエタン	
	13 クロルベンゼン	31 トルエン	
	14 酢酸イソブチル	32 ノルマルヘキサン	
	15 酢酸イソプロピル	33 1-ブタノール	
		34 2-ブタノール	
		35 メタノール	
		36 削除(メチルイソブチルケトン)	
		37 メチルエチルケトン	



	16 酢酸イソペンチル	38 メチルシクロヘキサノール	
	17 酢酸エチル	39 メチルシクロヘキサノン	
	18 酢酸ブチル	40 メチルブチルケトン	

### 有機溶剤業務

イ	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、又は加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
ロ	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
ハ	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
ニ	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
ホ	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
ヘ	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
ト	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
チ	有機溶剤等を用いて行う洗浄(ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払しよくの業務
リ	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く)
ヌ	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
ル	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
ヲ	有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務

#### 《その他の資格》

- ◎ 有機溶剤作業準特別教育 : 有機溶剤業務の従事者に実施すべき安全教育。  
(通達 基発第337号 S59.6.29)